

# 資料 16 千葉市少年自然の家設置管理条例及び管理規則

## 千葉市少年自然の家設置管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、自然環境における宿泊を伴う集団生活及び体験活動を通じて、少年の健全な育成を図るため、次のとおり千葉市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を設置する。

名 称	位 置
千葉市少年自然の家	千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野 1591 番地 40

(事業)

第 2 条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。
- (2) 自然観察その他の自然に親しむ活動に関すること。
- (3) 環境に関する学習に関すること。
- (4) 野外活動、体育及びレクリエーション活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の目的を達成するために必要な事業

(休所日)

第 3 条 少年自然の家の休所日は、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)とする。

ただし、市長が少年自然の家の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休所日を変更し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(平成 22 条例 14・一部改正)

(入退所時間等)

第 4 条 少年自然の家の施設に入所し、又は退所することができる時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

2 少年自然の家は、5 日を超えて引き続き使用することができない。

3 少年自然の家の宿泊の用に供する施設の使用時間は、使用を開始する日の午前 11 時から使用を終了する日の午前 9 時までとする。

4 市長は、少年自然の家の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に、第 1 項に規定する入所し、又は退所することができる時間、第 2 項に規定する引き続き使用することができる時間及び前項の使用時間を変更することができる。

(平成 22 条例 14・一部改正)

(使用者の範囲)

第 5 条 少年自然の家を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 義務教育諸学校
- (2) 義務教育諸学校の児童または生徒及びその引率者の団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(平成 22 条例 14・一部改正)

(使用の許可)

第 6 条 少年自然の家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、少年自然の家の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平成 22 条例 14・一部改正)

(使用の不許可)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとみとめられるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。

(平成 22 条例 14・一部改正)

(使用の制限等)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の使用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 6 条第 1 項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第 6 条第 2 項の条件に違反したとき。
- (4) 前条第 1 号から第 4 号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理運営上支障があると認めるとき。

(平成 22 条例 14・一部改正)

(入所の制限等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を禁じ、または退所を命ずることができる。

- (1) 他の入所者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 危険な物品を携帯する者
- (3) 許可なく少年自然の家を使用する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、少年自然の家の管理運営上必要な指示に従わない者

(平成 22 条例 14・一部改正)

(使用料)

第 10 条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、少年自然の家の使用を終了するときに納付するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 11 条 特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(職員)

第 13 条 少年自然の家に必要な職員を置く。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 22 条例 14・一部改正)

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 14 号)抄

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3 施行日前に千葉市教育委員会がした第 3 条の規定による改正前の千葉市少年自然の家設置管理条例第 6 条第 1 項の許可で、この条例の施行の際に効力を有するものは、施行日において市長がした第 3 条の規定による改正後の千葉市少年自然の家設置管理条例第 6 条第 1 項の許可とみなす。

附 則(平成 25 年 12 月 19 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料の経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の千葉市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 項、第 3 条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第 6 条第 3 項、第 7 条の規定による改正後の千葉市高原千葉村設置管理条例別表、第 17 条の規定による改正後の千葉市スポーツ広場設置管理条例別表第 2、第 27 条の規定による改正後の千葉市農業者健康増進施設設置管理条例別表、第 30 条の規定による改正後の千葉市少年自然の家設置管理条例別表、第 31 条の規定による改正後の千葉市公民館設置管理条例別表第 2、第 35 条の規定による改正後の千葉市都市公園条例第 16 条第 1 項、別表第 5 及び別表第 8 並びに第 36 条の規定による改正後の青葉の森スポーツプラザ管理条例別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後の使用又は診療に係る使用料について適用し、適用日前の使用又は診療に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

(平成 25 条例 41・一部改正)

区 分	金額(1人1泊につき)
市民	820 円
市民以外の者	1,640 円

備考 次に掲げる者は、無料とする。

- (1)15歳未満の者
- (2)15歳以上の中学生
- (3)本市の学校教育の一環として使用する場合の引率者

千葉市規則 8号 千葉市少年自然の家管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市少年自然の家設置管理条例(平成 16 年千葉市条例 42 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、千葉市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により少年自然の家の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、千葉市少年自然の家使用許可申請書(様式第 1 号)に当該使用許可に係る少年自然の家の使用に際して行う活動に関する計画(以下「活動計画」という。)を記載した書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から当該申請に係る使用期間の初日(以下「使用開始日」という。)の 1 月前の日(その日が休所日である場合は、その日以前の休所日でない日)までの期間、これを受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1)本市立の義務教育諸学校が使用する場合、使用開始日の属する年度の前年度の 4 月 1 日
- (2)本市の区域内に存する少年団体(条例第 5 条第 2 号に掲げるものをいう。)が使用する場合 使用開始日の属する年度の前年度の 10 月 1 日
- (3)前 2 号に掲げる場合のほか、本市の区域内の存する団体または本市に居住する者が使用する場合 使用開始日の属する年度の前年度の 1 月 4 日
- (4)前 3 号に掲げる場合以外の場合 使用開始日の属する年度の前年度の 3 月 1 日

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、千葉市少年自然の家使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可に際し、活動計画の実施について、少年自然の家の管理運営上必要と認める調整を行うものとする。

(使用の取消し)

第 4 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用を取り消すときは、千葉市少年自然の家使用取消届(様式第 3 号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可事項の変更)

第5条 使用者は、条例第 6 条第 1 項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可申請書(様式第 4 号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは、千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可書(様式第 5 号)を使用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第 11 条の規定により使用料の減額又は控除を受けようとする者(次項において「減免申請者」という。)は、千葉市少年自然の家使用料減免承認申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理し、使用料を減免するときは、千葉市少年自然の家使用料減免承認書(様式第 7 号)を減免申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 使用者及び入所者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 騒音もしくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷しないこと。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲、又は殺傷しないこと。
- (6) ごみその他の汚物を指定場所以外に捨てないこと。
- (7) はり紙若しくは公告物を掲げ、又は宣伝しないこと。
- (8) 行商、出店、興行その他営利を目的とする行為をしないこと。
- (9) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又はためおかないこと。
- (11) 指定された場所以外で火気を使用し、又は飲食しないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理運営上支障のある行為をしないこと。

(使用後の点検等)

第 8 条 使用者は、少年自然の家の使用を終了したときは、使用した施設、設備、備品等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。